

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会に対して行政財産を無償で使用許可していることは、財産を違法又は不当に取得・管理・処分しているとして、使用料金を返還させる措置を求める件

受付年月日

平成31年3月19日

請求の趣旨

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会が、平成30年度に、多摩市長から行政財産使用許可を受けて使用した「関戸公民館」及び「多摩市総合福祉センター」について、法的根拠なく不当にその使用料を多摩市長に対し支払わず、市長が法的根拠もなく行政財産を無償で使用許可を実施していることは、多摩市公有財産規則に違背し、財産を違法又は不当に取得・管理・処分しているとして、当該行政財産の平成30年度分の使用料金を返還させる措置を請求したものの。

結果通知日

平成31年4月25日

監査結果

監査を実施しないこととした（却下）。